

株式会社 吉工 行動計画

男女ともに全社員が能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図りながら、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年8月1日 ～ 令和13年7月31日までの 5年間

2. 内容

【次世代育成支援対策推進法】

目標1：育児休業取得者の円滑な取得・復帰を支援する。

<対策>

- 令和 8 年 8 月～ 育児休業制度や復帰後の働き方について周知し、取得・復帰を支援する。
- 計画期間中 育児休業取得者が安心して復帰できる職場環境づくりを進める。

目標2：仕事と家庭生活の両立を支援し、休暇を取得しやすい環境を整える。

<対策>

- 令和 8 年 8 月～ アニバーサリー休暇制度について社員へ周知し、取得を促進する。
- 計画期間中 年次有給休暇や各種休暇制度を利用しやすい職場環境づくりを進める。

【女性活躍推進法】

目標1：女性社員の技術資格取得を支援し、女性技術資格保有率40%以上を維持するとともに、資格取得に向けた研修・講習会への参加を促進する。

<対策>

- 令和 8 年 8 月～ 資格取得に関する情報提供を行う。
- 令和 8 年 8 月～ 資格取得に必要な研修・講習会への参加を支援する。
- 令和 8 年 9 月～ 資格取得希望者の受験準備を支援する。
- 計画期間中 施工管理技士等の技術資格試験の受験を支援する。

目標2：年次有給休暇の平均取得日数10日以上を目指す。

<対策>

- 令和 8 年 8 月～ 年次有給休暇の取得状況を確認する。
- 令和 8 年 9 月～ 計画的な取得について社員へ周知する。
- 計画期間中 休暇を取得しやすい職場環境づくりを進める。